

台風時の保育実施について

台風時における保育園の開園と臨時休園について、「暴風警報の発令と解除」と「営業バス運行の開始と停止」を基準に保育の実施と臨時休園を判断します。

保育実施の考え方

臨時休園の判断

暴風警報が発令され、かつ営業バスが運行停止となった時

開園の判断基準

暴風警報の解除と営業バスの運行開始のいずれか早い時刻

1 台風が近づいている時

午前7時前に

暴風警報が発令され、かつ営業バスが運行停止の場合

臨時休園になります

保育中に・・・

暴風警報が発令され、かつ営業バスが運行停止の場合は、保護者の方は速やかにお迎えをお願いします。

2 台風が離れていく時

